

寒川町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月17日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第2号

寒川町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町事務分掌等に関する規則(昭和57年寒川町規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条企画部企画政策課の項中「企画マーケティング担当 ICT推進担当」を「企画マーケティング担当」に改め、企画部広報戦略課の項の次に次の1項を加える。

デジタル推進課 DX推進担当 情報システム担当

第2条総務部総務課の項中「行政管理担当 臨時特別給付金担当」を「行政管理担当」に改める。

第2条学び育成部子育て支援課の項中「のびのびすくすく担当 保育担当」を「のびのびすくすく担当」に改め、同項の次に次の1項を加える。

保育幼稚園課 保育幼稚園担当

第2条都市建設部都市計画課の項の次に次の2項を加える。

倉見拠点づくり課 倉見拠点づくり担当

都市整備課 市街地整備担当

第2条拠点づくり部の項を削る。

第3条企画部企画政策課ICT推進担当の項を削り、企画部広報戦略課の項の次に次の1項を加える。

デジタル推進課

DX推進担当

- (1) 情報施策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 自治体DXの推進に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

情報システム担当

- (1) コンピュータによる事務処理に関すること。
- (2) コンピュータによるシステム開発に関すること。
- (3) ICT技術の研究及び利活用に関すること。

第3条総務部総務課臨時特別給付金担当の項を削る。

第3条学び育成部子育て支援課保育担当の項を削り、学び育成部子育て支援課の項の次に次の1項を加える。

保育幼稚園課

保育幼稚園担当

- (1) 認可保育所、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業に関すること。
- (2) 地域型保育事業の認可に関すること。
- (3) 認可保育所、認定こども園(保育所部分に限る。)及び地域型保育事業の入所に関すること。
- (4) 認定こども園及び地域型保育事業の保育料の決定に関すること。
- (5) 認可保育所の保育料の賦課及び徴収(税務収納課に移管したものを除く。)に関すること。
- (6) 認可保育所等の確認及び認可に係る監査に関すること。
- (7) 子育てのための施設等利用給付に関すること。
- (8) 子どものための教育・保育給付に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

第3条学び育成部スポーツ課スポーツ施設担当の項第5号を次のように改める。

- (5) さむかわテニスコートの指定管理者による管理に関すること。

第3条健康福祉部保険年金課国保・高齢者医療担当の項第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第3条環境経済部環境課資源廃棄物担当の項を次のように改める。

資源廃棄物担当

- (1) 一般廃棄物の収集及び処理計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関すること。
- (3) 一般廃棄物の収集運搬、処理及び最終処分に関すること。
- (4) ごみ集積所及び資源物集積所の設置指導に関すること。
- (5) ごみ集積所及び資源物集積所への不法投棄の防止に関すること。
- (6) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関すること。
- (7) 一般廃棄物処理手数料の賦課及び徴収に関すること。
- (8) 一般廃棄物処理の広域化に関すること。
- (9) 公衆便所の維持管理に関すること。

第3条都市建設部都市計画課の項の次に次の1項を加える。

倉見拠点づくり課

倉見拠点づくり担当

- (1) ツインシティ倉見地区のまちづくりの推進に関すること。
- (2) 東海道新幹線新駅設置対策に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

都市整備課

市街地整備担当

- (1) 市街地整備に関すること。
- (2) 田端西地区のまちづくりの推進に関すること。
- (3) 寒川駅南口整備事業に関すること。
- (4) 寒川駅北口地区土地区画整理事業に係る清算に関すること。
- (5) 寒川駅周辺整備事業に係る用地の管理に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

第3条拠点づくり部の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。